

介護分野における特定技能協議会入会規程
(特定技能所属機関)

(入会基準)

第1条 介護分野における特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

(加入手続)

第2条 介護分野における特定技能所属機関になった者は、入会申込書及び入会申込みに伴う添付書類を事務局へ送付し、厚生労働省社会・援護局長の承諾を得て、協議会の構成員にならなければならない。

(資格確認)

第3条 協議会への入会を決定した場合、事務局は、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。

2 厚生労働省は公表の同意を得た構成員の名簿をホームページにおいて公表するものとする。

(証明書の再交付)

第4条 構成員は、証明書を失ったときは、証明書再交付申請書及び再交付申請に係る添付書類を事務局へ送付する。

(変更手続)

第5条 第2条の入会申込書に係る内容に変更が生じた場合には、構成員は、変更届出書及び変更届出に係る添付書類を事務局へ送付する。

(脱退手続)

第6条 構成員は、介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、脱会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を返却する。

2 構成員が前条の変更届出を行わず、又は当該構成員と連絡がとれない場合には、当該構成員は協議会を脱退したものとみなすことができる。

3 第1項の規定は、特定技能所属機関において特定技能外国人が不在となっても、一定期間内に再び特定技能外国人を受け入れることが予定されている場合等については、この限りではない。

附則

本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本改正は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。